公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法及び場所において行う。

弁済を受ける更生債権等の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第２　放棄又は取下げ債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生債権等について全部又は一部の放棄又は取下げがあったときは、放棄又は取下げ後の債権額に基づいて本章の各規定を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生債権等の譲渡、移転又は弁済による代位（以下「譲渡等」という。）がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、更生計画案提出日時点における債権額を基準とする。更生計画案提出日後に更生債権等の一部の譲渡等がなされた場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

第４　端数処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げるものとする。

第４章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、保有する現預金、本件分割の対価、及び、本件分割による承継の対象外となった資産の換価・回収金から後記第３節記載の共益債権額を除いた額を原資とする。

第２節　予想超過収益金の使途

東京地方裁判所平成29年（ミ）第２号会社更生事件にかかる手続（以下「本会社更生手続」という。）中に予想超過収益が生じた場合には、共益債権の弁済及び確定一般更生債権への追加弁済の原資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成29年９月１日）から平成30年２月末日までに支払った共益債権は、別表４のとおり314,664,884円である。

２　更生会社の平成30年２月末日現在の未払共益債権は、別表４記載のとおり81,513,822円である。

３　前記未払共益債権及び平成30年３月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件分割により本件承継会社へ承継される共益債権を除き、更生会社が保有する現預金、本件分割の対価、及び、本件分割による承継の対象外となった資産の換価・回収金をもって随時弁済する。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の処理

第１　存続する担保権

１　別表９記載の各担保権は、更生計画認可決定日以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定の時に同欄記載の額に確定する。

２　別表９記載の根抵当権の権利者は、管財人らから書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記及び極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人らに交付する。

３　存続する担保権の共同担保関係は、別表９記載の整理番号が同一の担保権の間でのみ存続し、整理番号が異なる担保権の間の共同担保関係は更生計画認可決定の時に消滅する。

４　別表９記載の各担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時又は本件分割効力発生日のいずれか早く到来する時に消滅する。当該担保権に係る担保権者は、被担保債権の完済と引き換えに又は本件分割効力発生日の前日までに、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人らに対し交付しなければならない。

第２　存続しない担保権

１　別表10記載の担保権、及び、前記第１に定める存続する担保権以外の担保権で更生計画に記載されていない一切の担保権は、更生計画認可決定の日にすべて消滅する。

２　別表10記載の担保権に係る担保権者は、当該担保権が消滅したときは当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。また、別表10記載の担保権に係る担保権者は、管財人らから書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人らに交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第６章　吸収分割

第１節　概要

更生会社は、スポンサーである株式会社坂東太郎（本店所在地　茨城県猿島郡境町大字長井戸1703番地の１。以下「坂東太郎」という。）の完全子会社である本件承継会社に対して更生会社の事業の全部を承継させるため、本章第２節のとおり、更生会社を吸収分割会社、同完全子会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行う。

第２節　吸収分割に関する事項

会社更生法167条２項及び182条に基づき、本件分割に関して定める事項は次のとおりである。

第１　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所等

１　吸収分割会社（更生会社）

商号：株式会社霽月庵早坂

ただし、第10章記載の定款変更後、更生会社の商号は、株式会社エスとする。

住所：栃木県小山市城東四丁目19番15号

ただし、第10章記載の定款変更後、更生会社の住所は、東京都港区虎ノ門一丁目１番20号とする。

２　吸収分割承継会社（本件承継会社）

商号：株式会社蛸屋

住所：栃木県小山市城東四丁目19番15号

株主：坂東太郎（完全親会社）

第２　効力発生日

本件分割効力発生日は、更生計画認可決定確定の日から１か月を経過した日が属する月の末日までの間で、管財人らが、東京地方裁判所（以下、単に「裁判所」という。）の許可を得て定める日とする。

第３　吸収分割承継会社が更生会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

本件承継会社は、更生会社から、本件分割効力発生日における、以下の各号に規定する更生会社の資産及び権利、債務及び義務、並びに契約上の地位を承継する。ただし、債務及び義務は、本件承継会社が免責的に引き継ぐものとする。

１　資産及び権利

本件分割効力発生日における更生会社の全ての資産及び権利。

２　債務及び義務

以下を除く、本件分割効力発生日における更生会社の全ての債務及び義務。

①　更生担保権

②　優先的更生債権

③　一般更生債権

④　平成29年６月23日より前の原因により生じた共益債権

⑤　本会社更生手続の手続費用である予納金の返還義務